

学 位 論 文 題 名

協働の社会教育－地域における協同性の発展に基づいて
社会教育を組織する意義と可能性に関する
理論的・実証的研究－

学位論文内容の要旨

本論文の課題は、現代社会において協同性の発展に支えられた社会教育を組織する意義、及びそれが公教育として公共性を有する可能性を明らかにすることにある。

生涯学習政策が展開する背景には、「現代帝国主義」として特徴づけられる歴史段階の変化がある。それは社会編成主体としての資本の社会性が諸個人の生活の外延と内包の極限にまで発現した社会であり、市場という、実体的な関連を捨象する世界を通じて、資本の競争主義的組織化の論理が、人々の生活のあらゆる領域に浸透する社会である。その社会における資本・国家の正統性は、消費者市民主義に基づいて承認されるが、その上に展開する生涯学習は教育を私的な消費財とする限り、社会に参加し創造する主体を形成するという教育の本質に照らして教育の否定に繋がらざるを得ない。他方では、市場の排除性・形式性に基づく矛盾に対して、住民の協同の取り組みが展開している。その取り組みの中に、新たな社会編成の論理と、新たな教育のありかたを見出すことが可能であろう（序章）。

第一部では、社会教育の本質との関連で、協同性の発展が有する意義を検討した。教育本質論においても、住民の実際生活の矛盾を意識化し、それを協同によって解決していく過程に能力形成の基盤を見出すこと、および社会教育においてはその過程に自己教育主体の形成論理を見出すことが模索されてきたのであり、協同性の発展と教育組織化の論理との関連の解明は基本課題の一つである（第一章）。

さらに、教育の組織化においては民主主義のありかたが問われるが、協同性の発展、就中、協働の経験は、消費者市民主義を越える新たな民主主義の論理を形成する。すなわち、連帯・平等・自由の意味は労働する主体としての相互承認に基づくものに転換される。具体的には、住民運動や地域教育運動の経験はそのような論理を内に含み得るものである。そのような自治・政治の主体の形成過程は、学習の過程を含むが、協働に基づく対象化行為も含めたその総体を振り返ることによって、教育主体が形成される。住民運動としての協働の経

験に基づく自己の形成過程の対象化とその目的意識的な制御の主体をそこに見出して良い。そのような主体の形成を援助する教育機関が公民館である（第二章）。

以上の仮説的な理解は、日本の代表的な公民館実践に即して確認できる（第三章）。枚方・飯田市竜丘・国分寺の実践事例は、学習主体の形成からさらに教育主体の形成へと至る実践過程を編成することが、1970年代以後の中心的な課題であり、そのような任務を意識した公民館実践は、協同性の発展に即した学習内容編成を追求していたことを示している。また国分寺の事例に明らかのように、それは公民館の内と外を統一する「社会教育としての生涯学習」実践を展開する可能性を切り開くものであった。そこからさらに、公民館実践は教育自治の主体を形成する可能性を持っていることも示唆された。学校教育と社会教育を統一する主体としての地域教育計画の主体（宮原）、及び教育の矛盾を止揚する主体（勝田）、すなわち教育における政治を教育の論理に基づいて解決する民主主義の主体が形成される展望をここから見通すことができる。

第二部では協同性の発展に基づく社会教育が有する公共性について検討した。協同は共通の私益の擁護から始まるが、その目的を実現するためには協同労働を不可欠とする。この協同労働（協働）の経験が、私的所有の主体としての住民から労働の主体としての住民への個人の解放を可能にする。協働の主体としての住民によって、新たな共同と自治が成立する。協同性の発展は、この一連の過程を含む。

この過程で形成される主体は、資本の社会的性格をその私的封鎖を越えて指摘しうる主体であり、また私的封鎖を正当化するために資本が承認する公共空間の限界を批判する公共的主体でもある。

協同性の発展は、社会化の一形態であるが、市民の私的かつ社会的な側面が矛盾しつつ構成されているのが地域社会であるとする、その矛盾を止揚しうる新たな社会化論理を地域において産出するのが協同的社会化である（第四章）。

協同的社会化は、地域において住民の生産・生活を援助する新たな地域関連労働を形成する。協同性の発展に支えられた地域関連労働が有する意義は、それが住民の主体形成を支えることによって、社会教育労働を媒介する点にある。戦後福祉国家の再編過程における地域関連労働の政策的位置づけ（大衆社会統合）と、その労働に内在する矛盾（公共的な業務が資本の社会的な蓄積体制の整備に帰結するという領有法則の転回に起因する矛盾）に対し、協同的社会化に基づく地域関連労働は、協同性の発展に基づいて住民の主体形成を援助することに矛盾解決の方向を求めている。このような方向性に基づいて、社会教育労働との連携が可能になる。以上の意義は、別海町の事例に即して確認可能である（第五章）。

以上のような社会的意義を有する協同性の発展は、協同から協働への発展を自己媒介できる自己教育の主体を形成することを十分条件とする。そのような自己教育の主体を形成する教育実践が社会教育に求められており、それは協同性の発展に基づく社会教育、すなわち協働の社会教育として要約できる。協同

から協働をへて再建された共同性は、新たな公共性の基盤であるが、協同性の発展に基づく社会教育は、そのような公共性を形成する必要十分条件である。協働の社会教育の公共性は以上の意味において主張可能である（第六章）。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 鈴 木 敏 正
副 査 教 授 田 中 孝 彦
副 査 教 授 姉 崎 洋 一
副 査 教 授 木 村 純
副 査 教 授 島 田 修 一 (中央大学大学院文学研究科)

学 位 論 文 題 名

協働の社会教育－地域における協同性の発展に基づいて 社会教育を組織する意義と可能性に関する 理論的・実証的研究－

本論文は、上記テーマにかかわって著者がここ 10 年ほどの間に展開してきた豊富な実証的研究を、教育本質論にまで遡って理論的に総括したものである。

具体的な課題は、第 1 に、教育本質論の次元における社会教育の位置・役割・存立条件、第 2 に、公民館を中心とした地域社会教育実践の意義、第 3 に、新たな組織原理としての協同性の発展論理、そして第 4 に、社会教育が有する公共性を明確化することに置かれている。

本論は 2 部構成からなる。第 1 部は第 1 および第 2 の課題に対応し、実証研究としては飯田市・国分寺市・枚方市（補論として貝塚市）の公民館実践の分析が位置づけられている。第 2 部は第 3 および第 4 の課題に対応し、実証の題材としては、地域住民の生活や労働の発展をはかる地域関連労働者の、北海道別海町における諸実践を取り上げている。それらをとおして著者が到達したところは以下のとおりである。

第 1 に、従来の教育本質論（宮原誠一、勝田守一、五十嵐顕）および社会教育実践論（藤岡貞彦、島田修一）の批判的検討を行い、教育とは、学習主体が自己の形成過程を対象化することによって「自己を二重化し、かつ実践によって統一する過程（＝学習）を指導すること」であり、学習は「形成作用の主要因としての労働の矛盾を対象化することを本質的契機」とするがゆえに「労働

主体としての自己意識」を確立することにほかならないと結論づけている。

第2に、形成の矛盾とくに「社会と個人の二元的分裂」を克服するものとして、住民運動などにみられる協働活動を吟味し、協同性の展開論理を明らかにしている。それは、1) 私益・私権の侵害にはじまり、2) 「共通の敵」への対抗運動：association、3) 共通目標設定とその実現のための協働：cooperation I、4) 協働の成果の評価、5) 協働Ⅱ（第Ⅱ循環）：cooperationⅡ、6) 共同（所有）：community、に至るものとして定式化されている。

第3に、上記に対応して展開する学習過程は学習主体の教育主体への発展を必然化するとして、その援助にかかわる社会教育実践＝「協働の社会教育」を提起している。それは、典型的な3つの都市の公民館実践を事例にした、協働の過程（衝突とその解決）の実践分析をとおして明らかにされている。

第4に、協働労働にもとづく労働主体の相互承認は新たな公共性の論理を生み出すとして、旧来の国家主義的あるいは市民主義的公共性論に対して「協同的公共性」、それに不可分の教育自治形成・自治体民主化の課題を提起している。それらは、別海町を事例とする地域関連労働の実態分析を行い、その展開論理を解明する作業によって補完されている。

以上のようなユニークな研究の展開には、なお論理的精緻化と実証的研究によって具体化されるべき点があり、そのためには、地域住民の学習過程のよりいねいな分析とともに、地域での実践に即した概念、たとえば社会教育労働と地域関連労働と教育専門労働を区別し関連づけつつ明確化する必要性もある。

しかし、ポスト福祉国家段階における社会教育の可能性を、教育本質論にまでさかのぼって検討し、「教育と労働と民主主義のトリアーデ」という大きな枠組みにおいて捉え直したこと、そして労働・福祉や政治の在り方に係わらせつつ、「協働の社会教育」の論理を徹底し、協同性の展開構造から地域社会教育実践、教育自治形成の固有の課題まで一貫して提起しえたことは、この論文の最大のメリットであろう。それは、ひとり社会教育にとどまらず、教育一般さらには社会科学全体への問題提起となっている。

よって著者は、北海道大学博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認める。